

るが、こうした指導に従わず規則要件への不遵守を続けた場合、FDAはIRBを対象とした資格停止の措置をとることができる（同56.121）。これまで数十例の是正措置が発せられ、うち構成や審査、記録の管理に問題が見いだされた数例のIRBについて、期限付きの資格停止が発動されている

（<http://www.fda.gov/ScienceResearch/SpecialTopics/RunningClinicalTrials/ComplianceEnforcement/ucm369514.htm>）。

#### 4) 利益相反

次に利益相反についてみていきたい。我が国で生じた高血圧症治療薬の臨床研究事案では、研究活動に直接的・間接的に関連する外部資金や労務の提供のあり方が、研究の実施やその結果発表の方向性に影響を及ぼしていた可能性が指摘されている。医療は、その研究に至る発案段階から、得られた成果が実用化され、患者の治療へと反映される段階に至るまで、多くの領域の関係者が参画する必要がある領域である。こうした多様な関係者が、研究活動の進捗や方向性について常に一致した考え方には限らない。医学研究における利益相反が議論される背景には、研究活動の主たる関心事（primary interest）が、関連する研究者や研究機関の個人的、組織的な利益関係によって不当な影響を受けることへの警戒、またそうした影響を最小限にとどめられるための手法をめぐる議論がある。

研究活動が掲げる「利益」は時代とともに変遷しているが、アメリカでは80年代の連邦特許商標法の改正（バイドール法）以降、自身の研究成果に関する研究者の特許取得を支援し、その実用化を促進する動きが顕著になる一方、金銭利益を含む、医学研究者の利益関係の管理という問題にも直面することになった。医学研究における利益相反に関する現在のアメリカの施策の焦点は、こうした研究者の利益関係がもたらす研究活動の客観性や公正さへの影響と、被験者や患者の保護にあり、研究者が有する利益関係の管理に関する手順が、連邦規則における各種研究の手続きに追加されるようになってきた。現在、利益相反管理の手法としては、利益関係の存在自体を非倫理的行為の危険が増加する「予兆」と位置付け、研究者が有する利益関係についての第三者の「表見（appearance）」を重視する、「反証可能な推定（rebuttable presumption）」が採用されることが多いが、こうした方式もアメリカで主に検討されてきたものである。

なお、利益相反を巡る問題意識の発展には、研究者が有する多様な利益関係とこれに付随して発生した事件（ゲルシンガー事件など）、およびこれらの事件を問題視する立法府の議論、行政省庁による諸施策および各種医学団体の議論がお互いに牽制し合いながら展開してきた点など、アメリカ特有の事情もある。実際、医師・医学学者と他の関係者との不透明な利益関係への懸念は、こうした事例が一定の頻度で表面化するたびに再燃し、規制の強化につながってきた。そのため、今回のヒアリングでも、下記で検討する連邦規則やその改正、サンシャイン条項などについては、規制強化を求める議員による「政治的圧力」といった背景も無視できないとの指摘もあった。

以下では、本報告書の趣旨と特に関連が深い規制として、FDA 規則や公衆衛生局規則など、その管掌する領域に関連して、関係する個人や機関に一定の要件を課す場合を主に検討する。また合わせて、研究活動に特化したものではないが、製薬会社などによる医師への贈与の透明性を高める目的での、連邦法や州法にて実現した「サンシャイン条項」についても簡単に触れる。加えて、施設レベルでの対応状況として、今回ヒアリング調査を実施したマサチューセッツ総合病院（MGH）の事例も紹介しておきたい。なおアメリカの利益相反に関しては、その他に全米での医学部組織（アメリカ医科大学協会（AAMC）など）における方針や、各当局による方針（案）をめぐる議論もあるが、本報告書ではこれらの詳細は割愛する。

### ①連邦規則

連邦規則の適用は、おおむね表 2 のように整理される。大別すると、FDA への申請に伴う要件、厚生省公衆衛生局が管掌する連邦研究助成の受給に伴う要件とがある。それぞれ研究者の利益関係がデータや研究の結果に影響する懸念（研究者の利益相反）のほか、施設審査委員会（IRB）の審査の客観性や公正さへの影響を懸念する場合（IRB 委員の利益相反）を対象とするものとがある。

**表 2 医学研究における利益相反管理に関する主な連邦規則**

研究者の 利益相反	FDA 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21 CFR 312 (D) 「スポンサーと研究者の責任」  <u>IND を利用する臨床試験において、臨床研究者はスポンサーに対して金銭的利益に関する情報を申告する (§312.53)</u></li> <li>・ 21 CFR 54 「臨床研究者による情報の申告」  <u>FDA への市販承認申請の際、申請者は、臨床試験に参画した臨床研究者の金銭的利益関係（スポンサーとの利益関係を含む）に関する情報を FDA に申告することが求められる。構成は、目的 (§54.1)、定義 (§54.2)、範囲 (§54.3)、保証・申告 (§54.4)、当局による評価 (§54.5)、記録 (§54.6)。</u></li> </ul>
	公衆衛生局助 成の受給等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 42 CFR 50 (F) 「受給研究の客観性」  <u>FCOI（金銭的利益相反）規則として広く参照されている。</u>  <u>構成は、目的 (§50.601)、適用 (§50.602)、定義 (§50.603)、臨床研究者の金銭的な利益相反に関する機関の責任 (§50.604)、金銭的な利益相反のマネジメントと報告 (§50.605)、是正措置 (§50.606)、適用される他の厚生省規則 (§50.607)。</u></li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>45 CFR 94 「契約研究の客観性」</li> </ul> <p>公衆衛生局による委託研究などが対象。42CFR50 と同様の規程を有し、一体となって運用されている。</p>
IRB 委員の利益相反	FDA 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>21 CFR 56 「施設内審査委員会」</li> </ul> <p>研究および市販承認の申請に用いるデータを得る目的で実施される臨床試験の施設内審査委員会において、利益相反を有する委員の審議参加を制限 (§56.107)</p>
	公衆衛生局助成の受給等	<ul style="list-style-type: none"> <li>45 CFR 46 (A) 「被験者保護に関する厚生省基本方針」</li> </ul> <p>コモン・ルールの一部。利益相反を有する委員の審議参加を制限 (§46.107)</p>

#### (i) FDA 規則

FDA 規則における研究者の利益相反に関する規定は、その申請の目的によって要件が異なっている。なかでも重視されるのが、市販承認申請に用いるデータが「金銭的利益関係によるバイアス」を受ける可能性である (21 CFR 54.1)。FDA は、医薬品や生物製剤、医療機器の市販承認に関する申請について、そのもととなる臨床研究のデータがバイアスによる影響を受けていないかどうかを評価するが、研究者の金銭的利益情報はこうした評価における重要な検討材料である。そのため、FDA 規則は申請者に対して、申請案件に参加した研究者の金銭的利益情報について「完全かつ正確に」申告することを求めている (§ 54.4)。申告の対象は、研究者が有するスポンサーとの利益関係、試験の結果による利益に関する情報であり (FDA 書式 3455)、また申請者はこうした利益関係が生じうるバイアスを最小化するためにとった措置についても報告する (§54.4)。

これに対して、申告を受けた FDA は、利益の大きさおよび性格、試験のデザインなどから評価し、研究の信用性に影響が生じていないかどうかを判断する。FDA がデータの真正性に重大な問題があると判断した場合には、データの確認 (audit)、申請者にさらなるデータの要求、他の独立した試験の実施の要求、および当該データにもとづく同試験の受付拒否などの措置をとることができる (§54.5)。

ただし、2009 年の厚生省監察総監室 (Office of Inspector General, OIG) の調査報告は、研究者による誠実な報告や FDA の評価の網羅性に疑問を提起するものであった (Office of Inspector General, 2009)。これを受け、FDA は 2013 年、上記の規則を具体的に運用する際の参考になるよう、ガイダンスを示している (Guidance for Clinical Investigators, Industry, and FDA Staff Financial Disclosure by Clinical Investigators)。ガイダンスによれば、市販承認申請以外の状況 (市販薬の臨床試験に関する IND など) では、研究者の利益関係に関する FDA への情報提出を要件としないが、スポンサーの責任で IND やその後の研究中の研究者の利益関係のマネジメントを実施することを求めている。関連して、IND 規則 (21 CFR 312) の規定のもと、スポンサーには研究者の利益関係に関する情報 (内

容は市販承認申請において申告対象となるものと同じ) を収集すること、研究への影響を考慮して必要と判断した場合には FDA 側と協議すること、そして研究者にはスポンサーが求める情報を申告することが求められる。

## (ii) 公衆衛生局規則

次に、連邦規則第 42 編第 50 部 (42 CFR 50) のサブパート F に定められている公衆衛生局のもとでの連邦助成研究に関する金銭的利益相反規則についてまとめておく。この規則は直接にはアメリカ厚生省の公衆衛生局が資金運営する研究事業 (NIH や FDA の他に、疾患予防管理センター (CDC) なども含まれる) を対象とするものである。ただし、今回のヒアリングでも指摘されたように、この規則に示された方針は、直接の規制対象にとどまらず、医学研究に関する多くの組織・団体 (アメリカ心臓協会やアメリカ癌学会など) によって採用されている (なお、一般的に利益相反や研究不正に関する連邦規則は、本来の適用範囲を超え各所で参照されているが、こうした影響の全体像を把握することは難しい)。

この連邦規則には、機関側が取り組むべき諸々の要件が規定されている。2011 年の同規則の改正によって、規則には、研究者が所定の手続きに関する知識を備えていること (具体的には、当該内容に関する研修を受講すること)、そして研究者が申告 (disclosure) した金銭的利益について機関側が利益相反としての重大性を評価して認定することを求める規定が盛り込まれた (なお、disclosure は「開示」と訳されることが多いが、「公表 (public disclosure)」との区別のため、本報告書では「申告」と訳す)。これらはいずれも受給機関が主体となって体制の整備に取り組むべき事項であり、申告された利益関係の管理についても、各機関は具体的な管理計画を策定する必要がある。

前者の研修について、規則は「金銭的利益相反に関する各機関のポリシーの内容」、「自身の重大な利益関係について申告する責任」およびこの規則の内容自体を研究者に周知するよう規定している (§50.604)。これに対して、後者の機関側による判断については、従来、金銭的利益の重大性の判断は研究者個人に委ねられる部分が大きかったが、今回の改正によってこうした判断は機関側が行うこととされた (つまり、研究者側は自身の利益関係に関する申告が機械的に求められ、こうした利益関係の重大性の判断は機関側の責任に帰することになる)。研究者による申告が求められる「重大な利益関係」とは、「研究者の機関における責任に関連していると合理的に推察されるような利益 (reasonably appears to be related to the Investigator's institutional responsibilities)」を指し、大まかには本人及び近親者が得た、本務以外の年間 5000 ドルを超える収入をいう (2011 年の規則改正によって半減されこの額となった)。なお、株式保有についてはその大小にかかわらず「重大な利益関係」に含まれる。研究者は定例の年次報告のほか、研究助成の申告の際、あるいは上記の「重大な利益関係」に該当する状況が生じる度に、機関に対してこれらを申告する必要がある。

連邦規則は、利益関係に関する研究者の申告をもとにした「利益相反」の認定について、  
1) 当該研究に関連して外部の関係者（例えば、企業）にどのような利益がもたらされるか  
についての判定（関係性の判定）、及び 2) 総じてこの関係性が研究活動にどのような影響  
をもたらすかについての判定（利益相反判定）、という 2 段階の検討を求めている（§50.605）。  
判定された利益相反については、公表（public disclosure）や被験者への情報提供、独立し  
たモニターの配置、研究計画の変更、研究者の関与の制限、利益関係への介入などの措置  
が取られる（§50.605）。

### ②サンシャイン条項（連邦法、州法）

以上みてきた連邦規則に加えて、医学研究に特化したものではないものの、製薬企業等  
からの医師への贈与について、報告を義務付ける法律が連邦および一部の州で成立してい  
る（なお以下で述べるように、マサチューセッツ州でも同様の趣旨の州法が成立しており、  
州保健省の施策のもと、医師への一定額以上の贈与についての情報が公開されている）。

連邦法のサンシャイン条項は、2010 年の医療改革法に盛り込まれたものであり、医師や  
研修病院（teaching hospital）への 1 件で 10 ドルを超える金銭や複数の贈与で累計すると  
年間 100 ドルを超える金銭および物品等の供与について、企業（医薬品・医療機器などの  
製造業者）に政府への報告を義務付けている（42U.S.C. §1320a-7h）。厚生省の担当部局  
Centers for Medicare & Medicaid Services（メディケイド・メディケアサービスセンター、  
CMS）は 2013 年に運用方針として「メディケア、メディケイド、児童医療保険プログラ  
ム：透明性確保のための報告および医師の保有（所有）又は投資に関する報告」（"Medicare,  
Medicaid, Children's Health Insurance Programs; Transparency Reports and Reporting  
of Physician Ownership or Investment Interests"、連邦規則第 42 編第 402 部・403 部に  
編入）を示した。これに沿って CMS は、報告された情報について医師及び病院による事前  
閲覧の機会を保障したうえで、ウェブサイト（"Open Payments system"、  
<http://go.cms.gov/openpayments>）を通じてこれらを公開する。このウェブサイトの運用は  
2014 年 9 月末に開始され、医師及び病院の金銭関係等の一覧をダウンロードすることが可  
能となっている。なお、未承認の新規製品（既存製品の新使用法は含まない）の臨床試験  
に関する研究資金提供については、一定の非公開期間が認められている（同 403.910）。

### ③マサチューセッツ総合病院の事例

最後に、施設での取り組みとして、今回ヒアリングを実施したマサチューセッツ総合病  
院（MGH）の事例を紹介する。MGH はパートナーズ・ヘルスケア（non-profit corporation）  
のグループに属する病院であり、同時に所属する医師はハーバード大学の研究者としての  
地位を有している。そのため、利益相反に関するポリシーの多くは、ハーバード大学にお  
いて検討されたものがそのまま適用されてきた経緯がある。

ハーバード大学における利益相反ポリシーを巡る議論は、1980 年代の出来事にさかのぼ

る。同大学の研究者である医師が、自身の開発技術の実用化を担う企業に関する多額のストックを有していたが、当該技術に関する臨床研究の初期段階の「良好」な結果の発表に合わせて、高騰したストックを売却し、多額の利益を得たというものであった（後にこの研究において被験者に大きな害が生じたことから、注目されるようになった）。当時は関連する法も規則も存在しておらず、この事件を機にハーバード大学は、1990年に独自に利益相反ポリシーを策定し、その後の改訂を経て今日に至っている（HMS Faculty Policy on Conflicts of Interest and Commitment）。

先に述べたように、米国の利益相反ポリシーは「反証可能な推定」によって、研究者に反論と自己弁護の機会が与えられ、最終的には研究が一定の条件のもとに許されることが多い。ただし、ハーバード大学では、上記のような経緯を踏まえ、特定の企業と一定額（「1年で1万ドル」）を超える金銭関係を有する研究者は、いかなる資金源であろうともその企業の有する技術に関する研究への参加が禁じられている点を特徴とする。

管理される利益関係の情報は、基本的には本人の申告によるものであり、一種の自主管理制度（honor system）である（MGHでのヒアリングによる）。ただし、利益相反管理に関する諸制度が整備されるなかで、個人の利益関係にはすでに公開されているものも多い。実際、マサチューセッツ州では、州法にもとづき、州が設定したウェブサイトにおいて企業による医師への金銭支払いについて情報公開をしている。先に述べたサンシャイン条項でも、メディケア・メディケイドサービスセンター（CMS）のウェブサイトを通じて、連邦法はこうした医師への金銭支払いに関する情報公開を規定している。病院の产学連携室（OII）は、研究者の申告と公開されている情報をある程度照合することができ、必要に応じて研究者に追加説明を求めるとのことであった。

申告された研究者の利益関係について、MGHは上記の公衆衛生局規則の要件も考慮し、1) 企業利益との関連性の判定、及び2) 金銭的利益相反（Financial Conflicts of Interest, FCOI）判定という2段階の評価を行っている。まず、関連性の判定について、簡潔な質問リストを通じた事実確認や、产学連携室が必要と判断した追加情報、支払い者（主に企業）に関する情報の収集、当該研究者の研究テーマについて総合的に判断し、支払いを得た外部と当該研究活動との関係の大小を検討する。続いて、金銭的利益相反分析では、上記の検討を踏まえつつ、研究の形態や予想される金銭的利益の性格や規模、研究者の役割、過去の検討事例などから、特定の利益関係の当該研究への影響度を判断する（なお、当病院に所属する約8千人の研究者の利益相反管理について、产学連携室のメンバーのうち6名ほどで主に対応しているという）。

さらに、こうして申告された研究者の利益関係はデータベースにおいて管理される。研究計画の承認や継続の可否は、施設内倫理審査（IRB）とも深く関係することから、产学連携室とIRBとは必要に応じて協議し、またこのデータベースもIRBスタッフが閲覧して、検討の参考にできるようになっているとのことであった。

なお、MGHにおいて、公衆衛生局に関する上記の連邦規則に基づく諸手順は、機関の基

本方針として位置付けられている。そのため、公衆衛生局以外の資金源による研究にも同様の方針を適用することになっているが、目下、2011年規則改正への対応が半ばであるため、まずは法的要件である連邦助成研究への対応を優先しているとのことであった。

以上みてきたように、米国における利益相反への対応は、連邦規則が利益関係の申告に関する比較的詳細な要件を設定し、研究機関は連邦助成の受給を動機づけとしつつ、連邦規則が示す要件を具体的な手続きに落とし込む作業を軸に展開されている。連邦法や州法の要件のもとに研究者個人の利益関係に関する情報公開が進む中、利益相反の申告はすでに自主的な情報提供という域を超え、機関としての日常的な情報管理業務になりつつある。

## 5) 研究不正

続いて、臨床研究に関連する不正に関する違反を犯した研究者の処分に関するアメリカの対応を概観する。具体的には、連邦医薬品食品化粧品法（FDC法）およびFDA規則にもとづく処分及び厚生省が助成する研究に関する連邦規則による処分等が主たる検討の対象である。

このうち、データ不正に関するFDAによる処分は、スポンサーのみならず研究者個人に科されることがある（上記の被験者保護の場合と同様）。これに対して、厚生省の助成研究における不正の処分は、助成を受けている当該研究者がデータの捏造や改ざんなど、規則に定義された狭義の研究不正（misconduct）に該当すると判断された場合について検討される。これらが重なる場合（例えば、FDAの規制の対象となっている臨床試験が、連邦助成を受けて実施されるような場合）については、双方の処分が併科されることになる。なお、これらの行政処分は直罰規定に基づかず、処分の執行に先立ち、事前に是正の機会や説明の機会が保障されている。

### ①データの不正に関するFDAの処分

研究不正に関するFDAの施策は、FDAに報告するデータや記録、および申請手続き上の不正を念頭に置いている。FDAにとって、臨床試験データの不正を犯す研究者への対応は長年の懸案であり続けてきた。

#### (i) 刑事責任

連邦法は、臨床試験に関する正確な記録の報告をスポンサーに求めしており（21 U.S.C. §355(i)）、この規定に基づいて不正を犯した研究者の刑事責任が問われることがある。件数は多くないが、90年代までに知られるだけで文書偽造罪（18 U.S.C. §1001）などについて5件ほどの刑事事件が発生している（Lock & Wells 2001）。その後も、2003年にも複数の臨床試験のデータねつ造を行っていた医療者・研究者が訴追され、2008年には研究者の有罪が確定した事案があるなど、一定の頻度でこうした事件は起きている（2008年の事案では、関与した医師は判決前に死亡／研究者には2年間の監視付釈放（supervised release）

や罰金刑が科された)。近年の代表事例としては、小児向けの抗うつ薬の市販承認のための臨床試験に従事した医師が、適格規準外の患者を病歴や診断を捏造して参加させていた事例をめぐる判決 (Palazzo 医師事件) があり、同医師は 2010 年、医療保険詐欺などとも合わせて約 1 年の収監と不正受給金の返還などの処分を受けた。なお、こうした刑事責任追及のために、FDA には FDC 法等に規定された諸犯罪行為についての捜査・逮捕権限が与えられている (1991 年に犯罪捜査局 (The Office of Criminal Investigations, OCI) が設置され、全国に支部を有している)。

ただし、連邦法の該当規定は、データの管理や報告についての直接の責任をスポンサーに課しており、研究者の刑事責任については明確に規定していないこと、文書の偽造や捏造に関する連邦法の規定が研究データに適用されることが一般的でないことなど、FDA の訴追権限や連邦法規定の解釈には議論があり、判例も分かれている。

## (ii) FDA による行政処分

以上の一例を除き、不正確な報告や記録の保管に関する問題を起こした試験関係者について、大半の場合、FDA による「資格停止 (disqualification)」処分 (試験物の取り扱い資格の制限処分) が検討される。

「資格停止」は、IND 規則への違反 (21 CFR 312.60 に定められたプロトコルの不遵守や 21 CFR 312.62 に定められた不適切なデータ保管など) あるいは虚偽の情報を反復的に又は故意にスポンサーや当局に提出した場合、研究者の試験物の取り扱い資格を失効させる処分をいう (21 CFR 312.70) (なおこれについては医療機器にも同様の規定がある (21 CFR 812.119))。

FDA は、研究者に関する資格処分の審理の開始に先立ち、当該研究者およびスポンサー、関連する IRB に対して、「資格失効手続きと説明機会に関する通知 (Notice of Initiation of Disqualification Proceedings and Opportunity to Explain, NIDPOE)」を発出する。当該研究者には所定の説明や聴取の機会が与えられ、処分妥当と判断された場合には、FDA は試験対象の医薬品などの取り扱い資格を停止することができる。臨床試験の研究者を対象とした当該資格停止処分は、1960 年代に開始され、以降、約 200 名がこの処分の対象となってきた。最近の 10 年間でも、21 件について審議され、うち 18 件が処分に至っている。

この他、当該医療者・研究者について、FDC 法等に関する重大犯罪に関与したことが確定した者については、FDA 諸業務への関与、またはその申請業務に関する資格を喪失する処分があり、これを「関与禁止 (debarment)」と呼ぶ。この処分は、FDA に関連した行政活動に関する権利の恒常的な停止とも言いうるものであり (21 U.S.C. §335a)、とりわけ重大な問題 (「重罪 (felony)」) を有する研究者や組織について検討される。該当するものとしては、たとえば連邦法に基づく捜査・告発による刑事処分等と連動する場合が挙げられる。実際、Palazzo 医師事件では、有罪確定を受けた当該医師は FDA による申請・審査業務に関する恒常的な関与禁止処分を受けている (A Notice by FDA on 04/06/2011(Maria

Carmen Palazzo: Debarment Order;

<https://www.federalregister.gov/articles/2011/04/06/2011-8152/maria-carmen-palazzo-debarment-order>)。FDAは1992年に「関与禁止」に関する権限を得て以来、75名の個人にこの処分を下してきた（毎年2、3件のペース）。

ただしその一方で、2009年の政府説明責任局（General Accountability Office, GAO）報告が示すように、これら「資格停止」や「関与禁止」の決定には多くの年月がかけられ、また同一個人による不正のリピートを防止できていないなどの問題も指摘されてきた（United States Government Accountability Office, 2009）（なお、政府説明責任局は、2004年に会計監査院（General Accounting Office）から組織替えされたものである）。こうした指摘を受けて、2012年、FDAは規則を改正し、それまで数年を要していた処分の決定の迅速化、リピーターの不正研究者の長期排除などを盛り込むと共に、従来の医薬品に限られてきた上記処分の対象を医療機器にも拡大した（21 CFR 812）。

## ②連邦助成を受ける研究における不正と処分

上記のFDA規則に加え、連邦助成研究における不正については別途規定が設けられている。連邦厚生省の公衆衛生局（U.S. Public Health Service）管下の医学研究は、NIHによる内外の研究活動やFDA及び疾患予防管理センター（CDC）などによる研究事業を含み、試算によると医学研究に関する連邦政府助成の約8割、全米の医学研究の約24%に相当する（Research America 2012）。その一方で、こうした資金によらない活動（民間資金による活動など）場合には、連邦助成を受けている機関の中で起こったことであったとしても、連邦規則の適用を受けず、各資金源が設定した方針に沿って対応が図されることになる。

研究助成を受けた研究における研究不正（research misconduct）については、連邦厚生省の研究公正局（Office of Research Integrity, ORI）が、助成を受ける機関との連携やその監督を担っている（ただし、FDA内部事業に関する研究不正など、一部にはその権限が及ばない）。なお、連邦科学基金（National Science Foundation）の助成研究とそこでの研究不正対策については、医学研究全体の中でのシェアが限定的であるため（医学関連研究に関する連邦助成の約5%）、本報告書では割愛する。

ORIの活動目的は、「税の浪費」（misspent taxpayer money）の発生防止であり（ヒアリングによる）、後述するように、これに対応する処分として連邦資金事業への参加資格停止（debarment）が位置づけられている（先述のFDAによる debarment が連邦法に基づく個人の権利停止である点と異なり、当該処分は連邦規則の手続きに沿って ORI が検討し厚生省長官が決定する処分である）。なお省内には、ORIとは別に監察総監室（OIG）が存在するが、こちらは法令違反、特に刑事罰の対象になるような行為を追及する部門であり、研究データの捏造や改ざんといった研究不正自体が焦点となる事案の検討には、ほとんど関係しないとのことであった。

### (i) 連邦規則の概要

連邦規則第42編第93部「研究不正に関する公衆衛生局の諸方針」（表3参照）は、研究不正の定義として「研究の企画提案、実施、あるいは研究に関する評価、あるいは研究結果の報告 (in proposing, performing, or reviewing research, or in reporting research results)」に関する「捏造、改ざん、盗用 (Fabrication, Falsification, Plagiarism, FFP) を挙げる (42 CFR 93.103)。これには単なる「意識外のエラー (honest error)」や「単に意見が異なっているということ (differences of opinion)」は含まれない (42 CFR 93.103)。不正の範囲はやや限定されるものの、こうした逸脱行為が起きる状況が、研究結果の報告にのみならず、企画段階や進行中の研究に関する不正にも及びうることには注意が必要である。

なおこの定義は、2000年に大統領府科学技術政策局 (Office of Science Technology Policy, OSTP) によって連邦政府機関における共通定義として提案されたものであり、各省によってその定義には差がある (Steneck 2003)。例えば、公衆衛生局は、不正としての認定要件として、「広く受容されている慣行からの大きな逸脱」「意図して、承知の上で、あるいは期待される手順を踏まえず深慮せずになされた行為」「証拠の優越」を示している (42 CFR 93.104)。

**表3 連邦規則42 CFR 93「研究不正に関する公衆衛生局の諸方針」の構成**

	構成 (§93.25、以下項番号)、用語の解釈 (50)
通則 (Subpart A)	通則 (100)、目的 (101)、適用範囲 (102)、研究不正の内容 (103)、研究不正の認定要件 (104)、時間制限 (105)、立証基準 (106)、解釈の原則 (107)、秘密の保持 (108)、他の連邦機関との連携 (109)
用語の定義 (同 B)	行政措置 (200)、申し立て (201)、処分の伝達 (202)、告発者 (203)、調達契約 (204)、資格の停止や保留の処分 (205)、資格停止の権限 (206)、厚生省控訴委員会 (DAB) (207)、証拠 (208)、助成窓口 (209)、誠実、善意 (210)、審理 (211)、予備調査 (212)、受給機関 (213)、受給機関の成員の範囲 (214)、本調査 (215)、連絡 (216)、研究公正局 (ORI) (217)、人 (218)、証拠の優越 (219)、公衆衛生局 (PHS) (220)、PHS 助成 (221)、研究 (222)、研究不正への対応手続き (223)、研究記録 (224)、被調査者 (225)、告発者の不利益からの保護 (226)、厚生省 (227)
各機関の責任 (同 C)	法令遵守とアシュランス 法令遵守に関する一般責任 (300)、各機関のアシュランス (確約) (301)、機関によるアシュランスの遵守 (302)、小規模機関のアシュランス (303)、機関のポリシーと手順 (304)、研究記録と証拠を保全・保護する責任 (305)、研究不正への対応手続のための機関共同体や第三者の活用 (306) 機関による予備調査 機関による予備調査 (307)、予備調査の結果の通知 (308)、

	<p>本調査の開始決定についての ORI への報告（309）</p> <p><b>機関による本調査</b></p> <p>機関による本調査（310）、本調査の時間制限（311）、 本調査の結果報告について指摘をする機会（312）、 機関による本調査の結果報告（313）、機関における上訴（314）、 ORI への機関の調査結果および講じた措置に関する報告（315）、 研究不正への対応手続の完遂（316）</p> <p><b>機関が負うその他の責任</b></p> <p>研究不正への対応手続きに関する記録の保全・保護（317）、 特殊な状況に関する ORI への報告（318）、機関の独自基準（319）</p>
厚生省の責任（同 D）	<p><b>一般</b></p> <p>ORI の権限に関する一般規定（400）、 他の関連当局との連携および暫定措置（401）</p> <p><b>研究不正</b></p> <p>申し立てに関する ORI による直接評価（402）、 研究不正への対応手続に関する ORI の評価（403）、 研究不正に関する事実の認定と行政措置の提案（404）、 研究不正に関する認定事実の被調査者への通知と厚生省の行政措置（405）、 厚生省による最終措置（406）、厚生省による行政措置（407）、 厚生省による行政措置が緩和される状況、厳格化される状況（408）、 研究不正に関する手続きにおける和解（409）、 和解や事実認定に至らなかった場合における厚生省の最終措置（410）、 和解や研究不正の事実が認定された場合の厚生省の最終措置（411）</p> <p><b>機関による規則遵守</b></p> <p>機関が当規則を遵守していない場合（412）、厚生省による措置（413）、</p> <p><b>情報の申告</b></p> <p>情報の共有や公表（414）</p>
研究不正に関する ORI の事実認定、連邦 厚生省による行政措 置への上訴の機会 (同 E)	<p><b>一般情報</b></p> <p>全体方針（500）、 研究不正に関する認定事実や行政措置について上訴する機会（501）</p> <p><b>審理の手続き</b></p> <p>審判官および科学鑑定者の選任（502）、請求された審理の許諾（503）、 審理請求の却下（504）、当事者（被調査者、ORI）の権利・権限（505）、 審問官の権限（506）、片面的接触の禁止（507）、 提訴、形式および実務面に関する規定（508）、 時間の算定（509）、提訴の形式（510）、審理前会議（511）、証拠の開示（512）、</p>

	証人リスト、証言および証拠（513）、伝達する処分の変更（514）、命令違反又は破壊行為への対応（515）、立証責任（516）、審理（517）、証人（518）、証拠の採用基準（519）、記録（520）、議事録の修正（521）、審理後の補充書提出（522）、審問官による裁定（523）
--	---

## (ii) ORI の概要

ORI のミッションは、公衆衛生局による研究助成を受ける各機関における不正対策や申し立て事案への対応について支援し、またこれらへの取り組み状況を連邦規則の規定に沿って監督的立場から検討することにある (*oversight review*)。また、不正事案に関する各機関による調査結果を踏まえ、上記のような連邦資金事業への参加資格停止を含む、行政措置の発動について厚生省次官補に勧告する役割を有する。その一方で、各機関に対する ORI 自体の調査権限は著しく制限されており、不正の事実が認定された研究者を直接処分する権限は有していない。

ORI は 1992 年、科学公正局 (Office of Scientific Integrity, OSI) と科学公正評価局 (Office of Scientific Integrity Review, OSIR) とが統合されて成立した。OSI や OSIR が設置された背景には、当時社会的な注目を浴びた複数の研究不正がある。事態を憂慮した一部の国会議員が、研究活動を監督する法案の準備を進めていたが、こうした立法府の動きに先行して厚生省が設置したのが上記の OSI と OSIR である。

OSI は NIH 長官室におかれて調査を担当し、OSIR は厚生省次官補に属して処分を検討する立場にあった（ただし、NIH 助成活動を調査する機能が、本来調査の対象である NIH の中に置かれることは中立性に欠くとの指摘は当時からあった）。そのため、OSI は機関が独自に行った調査とは別に、その判断により独自に事案を調査する権限を有していた。また、OSI はその調査報告をまとめる過程で、通常の司法手続きの形態をとらず、専ら評価者らが科学的妥当性の観点から検討する、「科学的対話 (Scientific Dialogue)」と呼ばれる手続きをとった。これは、OSI による調査活動が、科学界への過度の行政介入につながるとの当時の科学界の反発に配慮したもので、科学者による判断を尊重するという姿勢を示すものであった。しかしその一方で、この手続きは第三者による評価を重視しており、当該研究者が反論や意見を示す機会は著しく制限されていた。

実際、ウィスコンシン大学の James Abbs 氏に関する訴訟では、こうした OSI による調査手法の適正さや研究者の利益の保護のあり方が重要な論点の一つとなった。1992 年の判決はおおむね OSI 側の主張を支持するものであったが、これを機に厚生省は従来の方針を変更し、専ら各研究機関による調査活動を支援し、またこれを二次的に評価する組織へと ORI を再編した (IOM=NRC 2002)。

## (iii) 「アシュアランス」と「教育支援」

以上の経緯を経て、現在の ORI は、主に「不正調査の監督」(Division of Investigative Oversight) と「教育支援」(Division of Education and Integrity) の部門により構成されており、具体的にはその活動は「アシュアランス」と「教育支援」にまとめられる。そこで以下ではこの 2 つの活動について簡単に整理しておく。

連邦規則は、連邦助成の受給機関に生じた研究不正への主たる責任は機関にあるとする。これにより、各研究機関は、連邦規則を遵守した方針と手続きを備え、不正の疑いについての申し立て (allegation) に対して適切に対応することが求められる（研究機関の調査手続きについては、「補足 1」を参照）。この具体的な手続きが「アシュアランス (assurance)」である。各研究機関は、公衆衛生局による研究助成の条件として、起こりうる研究不正への対応手続きを策定し、またこれを遵守していることを表明することが求められ、また具体的な対応として各機関によるポリシーの策定や手続きの整備、実際に起きた不正疑い事案への対応をまとめた年次報告書を ORI へ提出することなどが必要となる。通常、各機関で任命された研究公正責任者 (Research Integrity Officer, RIO) が、他の研究倫理業務 (被験者保護など) に関する業務などと兼ねつつ、機関内での規則対応の司令塔になっていることが多いようである。

アシュアランスの効力は、助成を受けた活動に付随する不正疑い事案のみが対象となる。この場合、対応に問題がある研究機関については、ORI はアシュアランスの無効を判断することができる。ORI の担当官へのヒアリングによると、アシュラントの無効は実質的には、連邦助成の給付停止に直結することから、各機関はおおむね前向きに不正対応のポリシーや手続きを整備しているとの評価であった。ただし、実際に不正事案が生じた場合であっても、各機関は必ずしも積極的に調査せず、それゆえ不十分な調査や完結に至らない事案も多くあること、ORI には直接これらに介入する権限がないことも、課題として指摘された。

他方で「教育支援」は、2001 年以降に ORI に新たに期待されるようになった役割である。これは 1999 年のライアン委員会報告による勧告により、不正への対応としての教育活動の重要性が強調されたことを起点としている。そのため、ORI は各機関の研究者教育を支援すると共に、こうした教育開発のために独自に研究助成を行っている。こうした活動のなかで検討される研究者倫理教育カリキュラムは、「研究者としての責任ある行為」(Responsible Conduct of Research, RCR) と称されることが多く、通常は狭義の研究不正にとどまらず、被験者保護や実験動物の保護など、すでに制度化されている他の研究倫理のテーマも射程に入れ、課程が組まれることが多いようである。

こうした履修要件について、連邦規則は一般的な教育義務を機関に課すのみであり、具体的な方向性は NIH が示す「指導要件改訂版」(Update on the Requirement for Instruction in the Responsible Conduct of Research) に詳しい。これによれば、課程に盛り込むことが推奨されている単元について、例えば 2009 年改訂では以下のテーマが挙げられている。

- ・利益相反：「個人の利益相反」「専門職としての利益相反」「金銭的な利益相反」
- ・被験者保護、実験動物（脊椎動物）、実験室での安全基準
- ・メンター（mentor）と指導を受ける者（mentee）、それぞれの責任と関係性
- ・共同研究（産学連携を含む）
- ・ピアレビュー
- ・データ生産と実験室での機器：管理と共有、所有
- ・研究不正と対応方針
- ・オーサーシップと刊行
- ・社会における責任ある成員としての科学者、生物医学研究における現代の倫理問題、科学研究の環境や社会への影響

なお、同年の改訂では教育手法にも言及があり、学生を含む研究者を対象として、ディスカッションを取り入れた対面式での教育課程の受講を必須としている（最低 8 時間）。今回のヒアリングにおいても、「RCR 教育において、e-learning よりも対面（face-to-face）での教育のほうがより効果的であると考えられるようになっている」との指摘があり、e-learning のみのカリキュラムは認められないとしているとのことであった。

このため、ORI のウェブサイトでは事例検討のための素材や他機関での取り組み事例が提供されており、各機関でのディスカッションに活用できる DVD などの教材も提供している（実践事例の紹介：<http://ori.hhs.gov/general-resources-0>）。また、上記の各機関の研究公正責任者（RIO）間の連携や情報交換、研修の機会を提供している。ただし、ORI へのヒアリングでは、こうした教育には大きな期待があるものの、目的の設定や効果の評価について明確に共有されていないとの指摘もあった（「不正事案の報告はむしろ増えているが、現在の取り組みに問題があるせいなのか、あるいは問題についての意識が高まったと捉えるべきか、評価しかねている」「教育者 50 人に聞くと 50 通りの教育方針が出てくる」など）。

ところで、以上みてきたような ORI の活動は、連邦厚生省公衆衛生局管下の研究活動を広く対象としており、対象は臨床研究には限定されていない（基礎的研究と臨床研究の比率はおよそ 2 対 1 のことであった）。また、不正防止に関連する別の活動として、ORI は、不正と認定した事案について、研究者個人名を含む事例報告を 1993 年より公表しており、ORI のウェブサイトでは、最近の調査結果の概況を当事者の氏名入りで見ることができる（[http://ori.hhs.gov/case\\_summary](http://ori.hhs.gov/case_summary)）。公開の効果は一定程度評価されているものの、関連する研究者の氏名を一律に公表しているわけではなく、個人への影響度や事案の重大さに鑑みて（たとえば若手の研究者であり深刻でない事案の場合など）公開を見送る場合もあるようである。

以上をまとめると、アメリカにおける臨床研究における研究不正には、こうした研究の目的に関する規制と助成研究上の要件といった、2 通りの規制様式が存在する。前者につい

ての FDA の施策は、各種申請に関連して FDA に提出されるデータや申請手続きの違反に関するものであり、スポンサーのみならず、試験者個人の責任も問われる。また後者についても、こうした研究が連邦厚生省公衆衛生局の管掌する連邦資金の助成を受けている場合には、研究者個人の処分が別途検討される。ただしその一方で、助成研究における不正対応では、機関側の対応責任が強く求められており、行政当局は研究機関の取り組みの支援や、また個別事案を二次的に評価する役割を担っている。

#### 補足 1：研究機関による不正調査手続きと ORI の対応

機関による調査は、具体事例に関する申し立て（allegation）を起点とし、続いて予備調査がなされる。予備調査は、本格的な調査に進めるべきかどうか見極める段階であり、本調査は具体的な物証（裏付けデータやメール内容、投稿された内容など）や証言が検討の対象となる。本調査以降は ORI による把握・確認の対象となり、本調査の開始やその結果について ORI による確認を受けることがアシュアランス上の要件である。ORI は一連の調査手続きについて各機関が参照できるポリシーも提示しており、各機関はこのポリシーに沿って調査を進めている（Sample Policy and Procedures for Responding to Allegations of Research Misconduct）。

なお、調査の起点となる申し立ては、各機関の窓口に寄せられるほか、ORI 自体に直接寄せられるものもある。これには個別の研究事案に関するものから各機関の取り組み姿勢一般に関するものまで含まれる。上述のように、ORI には独自の調査権限がないことから、ORI はこうした申し立てについて独自に調査を行うのではなく、機関側に予備調査を勧告したり、必要に応じて機関に改善を促したりと、当該機関に対応を働きかける。

2012 年には、各機関が実施した本調査の完了報告が 33 件、ORI に提出され、この結果に基づいて ORI はうち 14 件（約 40%）について研究不正の事実を認定した。処分として、この 14 件に関与した研究者はいずれも公衆衛生局事業における有識者としての参画処分を科され、そのうち一部の研究者には追加的な処分として、一定期間の厚生省助成の停止（6 件）が科された。また機関の取り組みが別途示された者もあり、当該者が今後の連邦助成研究に参加する場合に機関が一定期間監視下に置くこと（9 件）、機関が当該研究者の資質を証明すること（6 件）となっている（ORI 2012）。

#### 補足 2：研究データの保管

FDA 規則は、臨床試験のデータの保管期間について、市販申請後の 2 年間、あるいはこうした申請予定がない場合には試験を終え、FDA にその旨届け出たから 2 年間を規定する（21 CFR 312.62）。

NIH 助成の対象となる研究について、データの保存に関する要件は研究終了後の約 3 年ということであった（ヒアリングによる）。これは研究助成に關係する財務上の文書を念頭に置いた要件であり、研究不正に特化した決まりではないが、判例において、こうした文

書の保管要件には、研究に関する記録も広く含まれると解されたという。このほか、ORI 担当者へのヒアリングでは、研究不正に関する調査対象となっている場合にはさらに長い期間が別途設定されることがあること、クラウド化によってデータのデジタル保管が一般化しつつあること、研究データの保管期間について各機関の方針が主に参照されることが多いこと、との指摘があった。

## 6) 医療者向け広告規制

### ①広告規制の概要

最後に本節では広告規制についてとりあげる。アメリカでは、連邦食品医薬品化粧品法 (FDC 法) によって、食品医薬品局 (FDA) は医薬品や医療機器の広告や様々な情報提供資材 (ラベリング) を監視する権限を与えられている (アメリカの医薬品規制において「ラベリング」は「ラベル (≒添付文書)」よりも広い範囲を意味しており、販促用印刷物などの製品に関する情報を全てを含む)。処方薬の広告に関する規制は、主として連邦規則第 21 編第 201 部 (Title 21 of the Code of Federal Regulations, Part 201, 21 CFR 201) にまとめられているが、その他様々な行政規制が関係しており、全体像を理解することは難しい (処方薬の広告規制の概説としては、Abrams (2005) 及び Mantus & Pisano (2014) Chap.10 を参照)。

ただし、ファイザー株式会社の担当者によれば、各種規制やガイダンスを整理していくと、その基本原則は概ね以下の 4 点にまとめられるという (以下は概ねファイザー株式会社の担当者からのヒアリングに基づくが、一部 FDA の担当者からのヒアリングによって補足している)。

- (1) FDA が承認したラベルとの適合性 (consistency) の担保
- (2) 「実質的な証拠 (substantial evidence)」による裏付け (通常 2 つ以上の質の高い比較試験の結果を意味する)
- (3) 虚偽又は誤解を招く表現 (false or misleading) の禁止
- (4) 有効性と安全性の情報の適切なバランス (appropriate balance)

もっとも、以上の原則の鍵となる表現 (「ラベルとの適合性」や「適切なバランス」) についてガイダンス等による明確な定義が存在しないため、基本的には個別のケースごとに判断されることになる。例えば、「虚偽又は誤解を招く」という表現について言えば、FDA は過去数十年に渡って様々なタイプの言明がこれに該当すると主張してきた。そのなかには、添付文書に含まれない疾患や患者集団に対する「オフラベル使用 (適用外使用)」のプロモーションだけではなく、安全性や有効性について実際のデータ以上に見せかけたと判断された場合や適切なリスク情報を伝えなかった場合が含まれる。いずれにしても、企業の行っている何らかの広告が「実質的な証拠」に基づかない場合には、「虚偽又は誤解を招

く」に該当すると判断される可能性があるという。こうした広い解釈可能性のために、「広告で薬の安全性と有効性を述べる際に何が誤っているのか、ということの FDA の判断は、ユダヤ教の律法書タルムードのように難解だ」と揶揄されることもある (Hawthorne 2005=2012: 218)。

アメリカにおいて処方薬の広告規制を担当しているのは、FDA の医薬品評価研究センター (Center for Drug Evaluation and Research, CDER) 医療政策室内 (Office of Medical Policy) にある処方薬プロモーション室 (Office of Prescription Drug Promotion, OPDP) である (同様の組織が FDA のバイオロジクス評価研究センター (Center for Biologics Evaluation and Research, CBER) にも存在している)。OPDP には現在約 70 名の職員が勤務しており、広告のモニタリング・監視プログラム、教育、助言的コメント、研究、政策・ガイダンス作成を主な業務としている。室長 (Office Director) の下に審査担当と政策担当があり、審査担当は 2 つの部に分かれており、薬効領域ごとの審査チームが各々の部に 4 つ置かれている。審査担当者は計 32 名で、薬剤師が多いが、政策担当には弁護士や社会科学者も配置されている。

FDA の新薬販売に関する行政規制 (21 CFR 314.81(b)(3)(i)) は、製薬企業に対して公表又は使用前に定められた書式 (FDA 書式 2253) とともにすべての販売促進用の資材を提出することを求めており、その数は 1 年に 8 万点以上に上る (FDA の担当者によれば、2013 年の提出件数は 87,243 件であり、うち医療従事者向け 58,586 件、消費者向け 28,657 件であった)。OPDP はこうした販促資材のチェック以外にも、積極的な監視活動を行っており、その 1 つに FDA 職員が予告なく学会や併設の展示会等に出席してその発表内容をチェックするというものがある。加えて、企業や消費者や医療職からの苦情を受け付ける仕組みも持っており、年間 100 件ほどの通報がある。

OPDP が不適切な広告を発見した場合にはいくつかの措置が講じられる。1 つの手段は「違反通告文書 (Notice of Violation letter)」の送付である ('NOV' と呼ばれる)。NOV の内容は FDA のウェブサイトにも掲載される。より深刻な場合には企業の最高経営責任者 (CEO) に対して「警告文書 (Warning letter)」が送付される (両者を合わせた数は、2011 年 31 件、2012 年 28 件、2013 年 24 件)。これらの文書は、企業に対してしばしば特定の広告活動を停止するとともに改善策を講じるよう求めるものであり、時には医療職にすでに広まった誤解を解く方策を講じるように求められることもある。これらの文書送付以外にも禁止命令の発出や製品差し押さえ等の対応も可能である。

## ②フェーズごとの規制内容の違い

次に、具体的にどのようなプロモーション活動が許容されているのかを「承認前 (pre-approval promotion)」「承認前後 (promotion of a newly approved product)」「承認後 (post-approval promotion)」の 3 段階に分けて整理しておきたい。まず承認前について言えば、IND に関する連邦規則において、医薬品の製造者は開発段階の医薬品の安全性や

有効性や広告することは固く禁じられている (21 CFR 312.7)。ただしその一方で、この規制は「科学的な情報交換 (exchange of scientific information)」を制限するものではないとされている (「本条項は科学的な情報交換を制限するものではない。科学的な情報交換には科学者向け又は一般向けメディアにおいて科学的知見を普及することが含まれる (this provision is not intended to restrict the full exchange of scientific information concerning the drug, including dissemination of scientific findings in scientific or lay media)」)。もっとも、FDA は「科学的な情報交換」の定義について参考になるようなガイダンスを示していないため、何がこれにあたるのかを判断することは困難である (この点については後に詳述する)。

現在、承認前の医薬品のプロモーションに関して企業に許されているのは 2 種類の広告のみであり、それは「会社広告 (institutional ads)」と「予告広告 ("coming soon" ads)」である。前者は特定の企業が特定の疾患領域で研究を実施していることを述べるものであり、後者は製品名のみを広告するものである (安全性や有効性について触れてはいけない)。また同時に、企業が特定の病気に関する一般社会の意識を高めるための「疾患啓発 (disease awareness)」活動に関与することもプロモーションとは見なされない。いずれにしても、この段階では、通常製薬企業の営業担当者 (sales representative) は一切こうした活動に関与しないことになっている (後に述べるように、アメリカにおいては日本の MR (医薬情報担当者) とは異なり、営業担当者と医療情報担当者 (medical representative) は完全に分けられている)。

次に承認前後の時期についていえば、企業は任意で OPDP から新製品のプロモーション活動に対する助言を受けることができるため、多くの企業は承認前から広告資材のドラフトについて事前相談を行っている (販促資材の使用前の提出は義務であるが、事前相談は任意)。OPDP はほぼ 45 日間で審査を終え、書面での助言を行う。販促資材に問題があればこの段階で修正するのが通常のやり方である。ただし、多くの抗がん剤のように代替エンドポイントによる迅速承認 (accelerated approval) を受けた場合にはこの相談は任意ではなく、義務となる。この場合、スポンサーは使用する 30 日前までに販促資材を FDA に提出しなければならない。

最後に承認後の時期であるが、この時期になると営業担当者を通じて医療専門職への情報提供が様々に行なわれるようになる (各種の販促資材は「ディテーリング (detailing)」と総称される)。現在最も使用されているのは iPad 等を用いて使用する電子的なプレゼンテーション資材であるが、紙媒体の小冊子やパンフレット等も利用されている (ビジュアル広告 (visual ads/vis aids) と呼ばれる)。営業担当者はその他にも民間保険やマネージドケアに関する情報や患者向けの資材、ラベルの範囲内での公刊物などを使用する。

ここでも問題になるのが、オフラベル使用に関する公刊物の扱いである。承認前と同様、FDA はオフラベル広告の禁止は直ちに「科学的な情報交換」を禁止するものではない、としている。しかし残念ながら「科学的な情報交換」とプロモーションとの区別についての

判断基準は示されていない。そのため、企業は何がプロモーションではない活動にあたり、何が「科学的な情報交換」に該当するのかを独自に評価する必要に迫られている。

その際、企業が特に注意を払っているのは、個々のコミュニケーションの「内容(content)」およびその「文脈(context)」である。「内容」に関して言えば、提供する情報が事実に基づくものであり、バランスがとれた、プロモーション的要素のない内容かどうかが確認される。また「文脈」について言えば、「誰が」「何のために」「誰に対して」「どこで」情報を提供するのかが確認されなければならない。最も明確な文脈の区別は、科学的な情報交換を営業担当者が行わない、というルールである。そのため、アメリカの多くの企業においては、営業担当者と医療情報提供者の役割は厳密に区別されており、原則として両者を同一人物が兼ねることはない。実際、両者では話題にすべきテーマも分けられており、例えば営業担当者は臨床試験の計画や臨床データについて医療者と意見交換を行うことはできないが、医療情報担当者はそれを行うことができる（ただし安全性情報に関してのみは両者がともに担当できる）。

なお、このように両者の区別を厳密に行っているのはアメリカの製薬企業に特徴的な傾向であり、日本を含むアジア諸国においては営業と医療情報の提供は同じ1人の担当者によって担われていることが多い（欧洲では、近年両者を分ける方向に変化しつつある）。ファイザー株式会社の担当者からは、アメリカの薬事規制においては「オフラベル」概念が他の国よりも厳密に設定されているため、企業はオフラベルプロモーションを避けるための取り組みが必要となり、その結果こうした役割分担が明確化したのではないかとの指摘があった（アメリカにおけるオフラベルプロモーション規制の全体像については Danzis (2005) および Mello et al. (2009) を参照のこと）。いずれにせよ、アメリカの製薬企業において医療情報担当者として勤務するためには高度な科学的議論が可能な能力が必須であり、その多くは薬理学等について専門的教育を受けた薬剤師や看護師などの医療職が占めているとのことである。

### ③「グッド・リプリント・ガイダンス」の背景

以上見てきたように、アメリカの広告規制において常に問題となってきたのは「科学的な情報交換」とプロモーション活動との線引きである。実際、2011年と2013年に計14の企業によって「科学的な情報交換」の定義の明確化に関する市民請願(citizen petition)が提出されている（以下のサイトからそれぞれダウンロードが可能である）。

<http://www.regulations.gov#!/documentDetail;D=FDA-2011-P-0512-0001>

[http://www.regulations.gov#!/documentDetail;D=FDA-2013-P-1079-0001。）](http://www.regulations.gov#!/documentDetail;D=FDA-2013-P-1079-0001。) また同時に、企業側は現在の広告規制の基準についての見直しを要請している。そのなかには、例えばランダム化比較試験以外のデータ（例えばメタアナリシスやサブグループ解析の結果）を販促資材に含めることなどが含まれる（アメリカでは現在こうしたデータを広告に利用することは認められていない）。

こうした背景の下で、FDAが2009年に発出したのが、製薬企業が医療者へのオフラベル使用に関する論文別刷提供の基準を定めたガイダンス（「グッド・リプリント・ガイダンス」と呼ばれる）である（以下のサイトで閲覧可能である。

<http://www.fda.gov/regulatoryinformation/guidances/ucm125126.htm>。なお2009年版のガイダンスについては注釈と合わせて、日本語訳が平成21年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「医薬品適正使用のための学術情報提供に係る規制方策に関する研究」（研究代表者：望月眞弓）平成21年度統括・分担研究報告書の102頁から128頁に掲載されている）。これは現在、FDAがプロモーション活動と科学的な情報交換の区別について公式な見解を示した数少ない文書となっている（なお、2014年1月に改訂版のドラフトガイダンスが発出されているが、内容は大きく変更しておらず、対象を論文別刷から治療ガイドラインや医学系の書籍等へと拡大したに留まる。ドラフトガイダンスについては、以下のサイトからダウンロードできる。

<http://www.fda.gov/downloads/Drugs/GuidanceComplianceRegulatoryInformation/Guidances/UCM387652.pdf>

ガイダンスには、配布する論文の内容と配布の方法についてそれぞれ推奨事項が具体的に示されている。内容についていえば、専門家による査読を経たものであり、企業の影響からは独立した出版物であることがその条件となる。そのため、製薬企業からの資金提供によって編集が行われた雑誌の特別号等は配布から除外されるべきだとされる。配布の方法については、論文の要約や抜粋などは認められず、マーカー等で加工されていないことが前提となる。また、オフラベル使用に関して異なる結論を示している論文がある場合には、それと合わせて別刷を配布することが求められる。加えて、情報を提供する企業の担当者としては、営業担当者は基本的に不適当だと考えられているため、以下のような制限を設けている。

プロモーション的な情報とは別個に配布すること。例えば、営業担当者が医師に論文別刷を届ける場合には、営業担当者が訪問時に使用したり、配布する販促用資材と当該別刷と一緒に配布しないものとする。また、営業目的で訪問した際に、医師と当該別刷について話さないものとする。同様に、科学的な情報交換のために適切な場所である医学系の学会において別刷を配布することは可能であるが、販売促進のための展示場や講演においては配布しないものとする。

なお、現在のところオフラベル使用に関する情報提供については、概ねこれらのガイダンスに沿った形で進められているが、他方でオフラベル広告規制そのものの法的妥当性を疑問視するような指摘がされている点には注意が必要である。具体的に言えば、企業によるオフラベル使用に関する広告はアメリカ憲法の保証する「表現の自由（freedom of speech）」によって保護されるべきものであり、FDAの規制は違憲である、という一連の